

## 名勝金平成園（澤成園）有料施設使用案内・遵守事項

名勝金平成園（澤成園）の有料施設を使用する場合は、「名勝金平成園（澤成園）条例」及び「名勝金平成園（澤成園）条例施行規則」に規定する下記の事項を遵守していただきます。

### 1. 使用の申し込み

#### ①仮予約

「名勝金平成園（澤成園）条例」及び「名勝金平成園（澤成園）条例施行規則」の遵守を承諾のうえ、黒石市教育委員会文化スポーツ課へ電話で仮予約をお申し込みください。仮予約は、使用する日の3か月前から7日前まで可能です。

#### ②使用許可申請

仮予約後、使用する日の7日前までに、名勝金平成園（澤成園）使用許可申請書を提出してください。

#### ③使用許可書

有料施設の使用を許可した場合は、名勝金平成園（澤成園）使用許可書を交付しますので、使用の際、許可証及び使用料の領収書を受付に提示してください。

### 2. 使用料及び使用時間

○使用許可書の交付を受けた場合は、下表の使用料を前納していただきます。ただし、営利を目的として使用する場合（催事等の観覧、参加等に対する対価を徴収する場合をいう）は、下表の額に2を乗じて得た額とします。

区分	使用料		
	午前9時30分～午後4時		開園時間外
	1時間あたり	全日	1時間あたり
離れ東の間	510円	3,080円	760円
離れ中の間	640円	3,850円	960円
煎茶室	510円	3,080円	760円

○上記使用料のほか、入園する際には施設の入園料もお支払いいただきます。

○使用時間には、準備や後片付けの時間も含まれます。

### 3. 使用を許可しない場合

○公益を害し、若しくは風俗を乱す行為、またはそのおそれがあると認められる場合。

○他人に危害若しくは迷惑を及ぼす行為、またはそのおそれがあると認められる場合。

○金平成園の施設、附属設備その他の構造物（樹木を含む。以下同じ。）を損傷し、若しくは汚損する行為、またはそのおそれがあると認められる場合。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる場合。

○偽りの申請その他不正により使用の許可を受けた場合。

○政治的、宗教的活動を目的としていると認められる場合。

○その他、金平成園の管理運営上支障があると認められる場合。

#### 4. 使用の際の注意事項

- 大きな声や音を出す行為や、勧誘・ビラ配り行為など、一般来園者に迷惑をかける行為はしないでください。
- 使用者の責任の下に、防災・防犯等の安全管理を行ってください。
- 飲酒・喫煙・火気の使用はできません。
- 危険物の持ち込みはできません。
- 動植物を持ち込むことはできません。
- 使用权は譲渡しないでください。
- 使用を終了したときは、または使用許可を取り消されたときは、使用場所を現状に復していただきます。
- 使用にあたり発生したごみ等は、すべて持ち帰りいただきます。
- 上記の注意事項を守らない場合は、使用中であっても使用許可を取り消すことがあります。その場合、お支払いいただいた使用料は還付しません。

#### 5. 損害賠償

- 施設（庭園を含む）、附属設備その他の構造物を損傷、汚損、または滅失した場合は、使用者が損害の全額を賠償するものとします。
- やむを得ない理由があると認める場合は、教育委員会と使用者が協議のうえ負担について決定するものとします。